

公立大学法人秋田公立美術大学  
令和4年度 業務実績評価書

令和5年8月

秋田市公立大学法人評価委員会



## 評価基準について

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

### (1) 項目別評価

#### ア 法人による自己評価

(ア) 法人は、年度業務実績調書の項目別実施状況に基づき、中期目標に掲げた次の中項目以下の各項目について自己評価を行う。

##### a 中項目

- (a) 教育に関する目標
- (b) 学生への支援に関する目標
- (c) 研究に関する目標
- (d) 社会連携に関する目標
- (e) 国際交流に関する目標
- (f) 運営体制の改善に関する目標
- (g) 人事の適正化に関する目標
- (h) 事務等の効率化に関する目標
- (i) 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標
- (j) 経費の効率化に関する目標
- (k) 資産の運用管理に関する目標
- (l) 評価の充実に関する目標
- (m) 情報公開等の推進に関する目標
- (n) 施設設備の整備に関する目標
- (o) 大学支援組織等との連携に関する目標
- (p) 安全管理に関する目標
- (q) 人権擁護・法令遵守に関する目標

(イ) 自己評価は、「イ 評価委員会による評価」の「(ウ)」の評価基準に準じた5段階の区分により、その判断理由を付して、進捗状況を評価する。

## イ 評価委員会による評価

(ア) 評価委員会は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人と評価が異なる場合には、その理由等を示す。

(イ) 「(ア)」を踏まえ、中期目標の中項目以下の各項目の達成度合いを、定量的な観点と定性的な要因により総合的に確認し、「年度業務実績調書」の「項目別評価」における中期目標の中項目以下の各項目ごとに、進捗状況を評価する。

(ウ) 評価基準は次の5段階とする。

S：特に優れた実績を上げている。

(評価委員会が特に認める場合)

A：年度計画どおり実施している。

(達成度が100%以上と認められるもの又は評価委員会が達成度が100%相当と認める場合)

B：概ね年度計画を実施している。

(達成度が80%以上100%未満と認められるもの)

C：年度計画を十分には達成できていない。

(達成度が80%未満と認められるもの)

D：業務の大幅な改善が必要である。

(評価委員会が特に認める場合)

a 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。

b 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。

(エ) 法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項を考慮し、コメントを付す。

a 中期目標における基本的な目標に掲げた4つの基本理念に基づく法人の取組を積極的に評価する。

b 大学経営の活性化等を目指した法人の特色ある取組を積極的に評価する。

- c 法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価する。
- d 必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。
- e 中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその理由等について明らかにする。

## (2) 全体評価

- ア 全体評価は、「年度業務実績調書」の「全体評価」において実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。
- イ 「ア」と併せて、中期計画および年度計画の達成状況と、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付す。
- ウ 評価は、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施するものとする。

令和4年度 項目別評価結果概要

評価項目	自己評価	評価
第2 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		
1 教育に関する目標を達成するための措置	A	A
(1-1) 教育内容の充実（学士課程）	A	A
(1-2) 教育内容の充実（大学院課程）	A	A
(2) グローバル人材の育成	A	A
(3) 教育の質の向上	A	A
(4) 学生確保の強化	A	A
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 学習支援の充実	A	A
(2) 生活支援の充実	A	A
(3) 進路支援の充実	A	A
(4) 総合的な支援体制の整備	A	A
第3 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		
1 研究に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 研究水準の向上	A	A
(2) 研究支援体制の充実	A	A
第4 社会連携の充実にに関する目標を達成するための措置		
1 社会連携に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 地域社会への貢献	A	A
(2) 産学官連携の推進	S	S
(3) 他大学等との連携	A	A
第5 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置		
1 国際交流に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 海外との交流機会の拡充	A	A
第6 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置		
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 機動的・効率的な業務運営	A	A
(2) 教職員の協働	A	A
(3) 監査制度の充実	A	A
2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 人事制度の運用と人材育成	A	A
3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 事務処理の効率化	A	A

評価項目	自己評価	評価
第7 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		
1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 外部資金等自己収入の確保	A	A
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 安定的な財政運営	A	A
3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	B	B
(1) 施設および知的財産の有効活用	B	B
第8 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置		
1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 評価の充実	A	A
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 情報公開等の充実	A	A
第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置		
1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 施設設備の整備	A	A
2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 同窓会・後援会との連携強化	A	A
(2) 地元企業等との連携	A	A
3 安全管理に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 安全管理体制の確立	A	A
(2) 危機管理体制の充実	A	A
(3) 情報セキュリティの強化	A	A
4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	A	A
(1) 人権の尊重	A	A
(2) 法令遵守	A	A

【評価基準】

- S：特に優れた実績を上げている。
- A：年度計画どおり実施している。（100%以上）
- B：概ね年度計画を実施している。（80%以上100%未満）
- C：年度計画を十分には達成できていない。（80%未満）
- D：業務の大幅な改善が必要である。

令和4年度 項目別評価結果概要（まとめ）

評価項目	自己評価	評価区分					評価	評価区分					連番
		S	A	B	C	D		S	A	B	C	D	
第2 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置													
1 教育に関する目標を達成するための措置	A	1	21	0	1	0	A	1	21	0	1	0	1-23
(1-1) 教育内容の充実（学士課程）	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	1-5
(1-2) 教育内容の充実（大学院課程）	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	6-7
(2) グローバル人材の育成	A	0	4	0	0	0	A	0	4	0	0	0	8-11
(3) 教育の質の向上	A	1	3	0	0	0	A	1	3	0	0	0	12-15
(4) 学生確保の強化	A	0	7	0	1	0	A	0	7	0	1	0	16-23
2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	A	0	18	1	0	0	A	0	18	1	0	0	24-42
(1) 学習支援の充実	A	0	11	0	0	0	A	0	11	0	0	0	24-34
(2) 生活支援の充実	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	35-36
(3) 進路支援の充実	A	0	2	1	0	0	A	0	2	1	0	0	37-39
(4) 総合的な支援体制の整備	A	0	3	0	0	0	A	0	3	0	0	0	40-42
第3 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置													
1 研究に関する目標を達成するための措置	A	0	7	1	0	0	A	0	7	1	0	0	43-50
(1) 研究水準の向上	A	0	3	1	0	0	A	0	3	1	0	0	43-46
(2) 研究支援体制の充実	A	0	4	0	0	0	A	0	4	0	0	0	47-50
第4 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置													
1 社会連携に関する目標を達成するための措置	A	3	10	0	0	0	A	3	10	0	0	0	51-63
(1) 地域社会への貢献	A	0	7	0	0	0	A	0	7	0	0	0	51-57
(2) 産学官連携の推進	S	2	0	0	0	0	S	2	0	0	0	0	58-59
(3) 他大学等との連携	A	1	3	0	0	0	A	1	3	0	0	0	60-63
第5 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置													
1 国際交流に関する目標を達成するための措置	A	0	6	1	0	0	A	0	6	1	0	0	64-70
(1) 海外との交流機会の拡充	A	0	6	1	0	0	A	0	6	1	0	0	64-70
第6 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置													
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	71-75
(1) 機動的・効率的な業務運営	A	0	3	0	0	0	A	0	3	0	0	0	71-73
(2) 教職員の協働	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	74
(3) 監査制度の充実	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	75

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	A	1	6	0	0	0	A	1	6	0	0	0	76-82
(1) 人事制度の運用と人材育成	A	1	6	0	0	0	A	1	6	0	0	0	76-82
3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	83-84
(1) 事務処理の効率化	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	83-84
第7 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置													
1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	A	2	1	2	0	0	A	2	1	2	0	0	85-89
(1) 外部資金等自己収入の確保	A	2	1	2	0	0	A	2	1	2	0	0	85-89
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	90
(1) 安定的な財政運営	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	90
3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	B	0	1	0	1	0	B	0	1	0	1	0	91-92
(1) 施設および知的財産の有効活用	B	0	1	0	1	0	B	0	1	0	1	0	91-92
第8 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置													
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	93
(1) 評価の充実	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	93
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	A	0	4	0	0	0	A	0	4	0	0	0	94-97
(1) 情報公開等の充実	A	0	4	0	0	0	A	0	4	0	0	0	94-97
第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置													
1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	98-99
(1) 施設設備の整備	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	98-99
2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	A	1	4	0	0	0	A	1	4	0	0	0	100-104
(1) 同窓会・後援会との連携強化	A	1	2	0	0	0	A	1	2	0	0	0	100-102
(2) 地元企業等との連携	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	103-104
3 安全管理に関する目標を達成するための措置	A	0	5	0	0	0	A	0	5	0	0	0	105-109
(1) 安全管理体制の確立	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	105-106
(2) 危機管理体制の充実	A	0	2	0	0	0	A	0	2	0	0	0	107-108
(3) 情報セキュリティの強化	A	0	1	0	0	0	A	0	1	0	0	0	109
4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	A	0	4	1	0	0	A	0	4	1	0	0	110-114
(1) 人権の尊重	A	0	1	1	0	0	A	0	1	1	0	0	110-111
(2) 法令遵守	A	0	3	0	0	0	A	0	3	0	0	0	112-114



# 全体評価

## ○事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

令和4年度は第2期中期計画期間4年目として、折り返しの年度となるが、大学運営の基礎である、教育研究活動の充実に向けた取組のほか、産学官連携の推進や他大学等との連携など、同計画に定めた項目に積極的に取り組んだことが評価される。

令和2年度、3年度においては、年間を通じて新型コロナウイルス感染症の拡大により、国際交流関連活動を中心として、大学運営、教育研究等のさまざまな面において影響がみられたが、令和4年度は、これまで制限があった海外での教育・研究活動に取り組み、4校目の交流締結校となるUNTAGスラバヤ大学（インドネシア）との協定を締結したほか、3年ぶりに来場型のオープンキャンパスや大学祭を開催するなど、教職員、学生各位の努力により、ウィズコロナ時代における教育研究活動の充実と大学のプレゼンス向上に向けた取組が随所に確認できた。

引き続き、大学を取り巻く状況に適切に対応しつつ、教育研究活動や社会貢献活動に積極的に取り組んでいくとともに、PDCAサイクル等の手法を適切に活用し、大学の質の保証および向上を図っていくことを期待する。

- ・地域社会への貢献については、地域に根ざした美術系大学として、学生が力試しをするフィールドが近いという強みをより積極的に生かし、学生のレベルアップや大学の魅力アップにつなげるとともに、地元企業の活性化に寄与していくことを期待する。

## ○財務状況について

計画どおり実施していると認められる。

- ・開学10周年に向け、令和3年度に設置した「フューチャー・アー

テスト基金」への募金を広く募り、卒業生や地域の法人・企業等から寄附を集め、累計寄附額は令和4年度末時点で13,367千円と目標額を大きく上回った。今後、寄附金を活用した大学独自の学生支援策が望まれる。

- ・伸び悩みが続く科学研究費補助金（科研費）の採択数増に向け、外部講師による勉強会や研究計画調書の添削指導等の支援を継続・充実させるとともに、芸術分野と他の分野を複合した研究領域の創出や新たな課題の発掘等に積極的に取り組むことを期待する。

### ○法人のマネジメントについて

計画どおり実施していると認められる。

- ・事務職員の法人採用職員率は数値目標を上回っている。引き続き、人事計画に基づいた適正な人員配置とSD（※）を通じて、効率的な大学運営のほか、多様な学生ニーズや社会的課題等に柔軟に対応できる組織運営を期待する。

※ SD（スタッフ・ディベロップメント）

教職員の資質向上のための組織的な取組

### ○中期計画および年度計画の達成状況について

中期計画の達成に向け、着実に年度計画が実施されていると認められる。

項目別評価の中項目（合計17項目）において、16項目がA評価（年度計画を順調に実施している）、1項目がB評価（年度計画を概ね順調に実施している）となっており、年度計画どおり実施できた取組や事業が増加している。

### ○組織および業務運営に係る改善を要する事項等について

組織、業務の運営等に関して、特に改善を勧告すべき点はない。

# 項目別評価

## 第2 教育の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

#### ○特筆すべき点

- ・ 学士課程における教育の充実に向けた取組として、1、2年次学部生の製作場所等の不足を解消するため、令和5年度からアトリエももさだ地域交流棟を教育や学生の製作スペースとして活用することを決定した。（連番2）
- ・ 来場形式のオープンキャンパスを3年ぶりに開催したほか、進学相談のオンライン対応や在学生インタビューの動画配信などを行い、対面とオンライン双方のメリットを生かした効果的な広報活動を展開した。（連番18）

### 2 学生への支援に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

#### ○特筆すべき点

- ・ 年度初めに担当教員等が学生面談を実施したほか、欠席が多い学生や修学状況に問題がある学生に対し、担任教員や学生課等が緊密に連携しながら、定期的な連絡や相談等を行うなど、学生一人ひとりのきめ細かな状況把握に努めた。（連番27）
- ・ 職員や専門講師によるオンライン指導のほか、学内企業説明会やキャリアガイダンス、インターンシップ等により、学生一人ひとりの進路実現に向けた進路指導を行った結果、令和4年度における進路決定率は学部で95.6%、大学院で100%と、数値目標の100%には到達しなかったものの高い数値となった。（連番38）

### 第3 研究の質の向上に関する目標

#### 1 研究に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

##### ○特筆すべき点

- ・競争的研究費を活用した地域課題の解決に資する実践的な研究に取り組むとともに、芸術表現企画事業として、8ミリフィルムを広く一般に開いた公共財として次世代に継承することを目的とした「秋田8ミリフィルム・アンソロジー」を実施した。また、地域の様々な課題やニーズに対応した受託研究・受託事業を積極的に受け入れた。(連番43)
- ・科研費申請数は年度毎の数値目標10件に対し25件の申請があったが、採択数は2件にとどまり、数値目標3件を下回った。(連番45)

### 第4 社会連携の充実にに関する目標

#### 1 社会連携に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

##### ○特筆すべき点

- ・文化庁の「令和4年度大学における文化芸術推進事業」の採択を受け、「AKIBI複合芸術ピクニック」を実施し、地域の芸術文化活動を担う人材育成を実践したほか、「能代北高跡地利活用事業」や「選手村ビレッジプラザ提供木材再加工及びワークショップ開催業務」等の各種受託事業の実施を通じ、市民・学生参加型プロジェクトの手法を研究・実践した。(連番52)
- ・秋田県や県内自治体、県内企業と連携した受託研究・共同研究等を合計16件受託し、教育研究成果の地域社会への還元を図った。(連番58)
- ・大学コンソーシアムあきたが主催する高大連携授業を7科目開講し、美術系大学に興味・関心がある県内高校生に対する教育機会の充実に努めた。また、県内国公立4大連携事業として、今般の

世界情勢に鑑み、ウクライナ支援イベント「わたしたちにいまできること」を開催し、戦争や難民問題に関するパネル展示や学生討論会等を通して大学の垣根を越えた連携・交流を図った。(連番60、63)

## 第5 国際交流の展開に関する目標

### 1 国際交流に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

#### ○特筆すべき点

- ・国際交流協定締結校であるリンショピン大学（スウェーデン）、台南應用科技大学（台湾）、バンドン工科大学（インドネシア）に続き、UNTAGスラバヤ大学（インドネシア）との国際交流協定を締結した。(連番64)
- ・海外留学・海外研修参加者数20人以上を目標としていたが、延べ12人の参加にとどまった。一方で、海外キュレーターを講師とする「海外留学・レジデンス活動のためのオンライン指導」を実施し、延べ12人の学生が参加するなど、語学のみならずコミュニケーション能力の育成に向けた取組を行った。(連番65、66、67)

## 第6 業務運営の改善および効率化に関する目標

### 1 運営体制の改善に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

#### ○特筆すべき点

- ・多様化する学生のニーズに対し適切な対応を図るため、担当者会議等を定期開催し、緊急的な支援を要する学生に係る対応フローの作成、学生相談利用状況の情報共有を行ったほか、臨床心理士による職員研修を実施した。(連番72)
- ・「将来構想検討WGの提案（最終報告）」を踏まえ、基礎教育プログラムの検討・作成や、学部から大学院までの連続した学びの実践機会となる「複合芸術基礎演習」の開講、開学10周年記念事

業の準備・プレイベントの開催等に取り組んだ（連番73）

## 2 人事の適正化に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

### ○特筆すべき点

- ・法人事務職員採用計画の着実な推進を図り、事務局機能の充実強化を図った。また、教員採用については、大学のビジョンに合致した人材の確保に向け、執行部会議において、全学的な視点から採用方針を定め、適正な人員配置に努めた。（連番76）

## 3 事務等の効率化に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

### ○特筆すべき点

- ・外部委託業務について、費用対効果の向上や経費の節減を図るため、契約の更新や新規の手續にあわせ、仕様や積算内訳の点検・精査を行った。（連番84）

## 第7 財務内容の改善に関する目標

### 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標

評価	A（概ね年度計画を実施していると認められる。）
----	-------------------------

### ○特筆すべき点

- ・科研費の獲得に向け、外部講師を招いた最新の研究動向や研究計画調書作成のノウハウについて学ぶ勉強会の開催に加え、調書の添削指導を実施し、全学的な申請支援体制の充実を図った。（連番85）
- ・開学10周年記念事業の一環として設置した「秋田公立美術大学フューチャー・アーティスト基金」を運営するための募金活動を実施し、卒業生やあきびネットの会員など地域の法人・企業等に広く募金を募り、法人105件、個人109件から寄附を集めた。（連番89）

## 2 経費の効率化に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

### ○特筆すべき点

- ・ 予算編成作業にあわせてスクラップや経費圧縮が可能な事業を検証し、新規事業の財源に充てるなど、中長期的な視点で計画的かつ安定的な財政運営に努めた。（連番90）

## 3 資産の運用管理に関する目標

評価	B（概ね年度計画を実施していると認められる。）
----	-------------------------

### ○特筆すべき点

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度、3年度に引き続き、施設の有償貸付を見送った。（連番91）
- ・ 教職員および学生を対象とする知的財産研修会をオンラインで開催し、アートやデザイン分野における知的財産に関する全学的な知識の習得に努めた。（連番92）

## 第8 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

### ○特筆すべき点

- ・ 秋田市が策定した評価方針に基づき、自己評価委員会において、前年度の年度計画の業務実績に関する自己評価を行い、秋田市公立大学法人評価委員会による外部評価を受審した。また、当該評価結果を当年度の業務運営等に反映させた。（連番93）

### 2 情報公開等の推進に関する目標

評価	A（年度計画どおり実施していると認められる。）
----	-------------------------

### ○特筆すべき点

- ・ 大学の特徴的な取組や強みを広く発信するため、これまでの取組をアーカイブした特設ウェブサイトの制作を開始したほか、ウエ

ウェブサイトやSNSのほか、秋田市広報紙や地元メディアを活用し、迅速かつ戦略的な広報活動を展開し、大学の認知度等の向上に努めた。(連番96)

## 第9 その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設設備の整備に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

#### ○特筆すべき点

- ・施設のバリアフリー化のため、図書館出入口およびアトリウム棟南側出入口に自動ドアを設置したほか、令和9年度までの修繕計画を秋田市に提出した。(連番98)

### 2 大学支援組織等との連携に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

#### ○特筆すべき点

- ・学生の地元企業への理解向上と就職先の確保を図るため、地元企業を含めた学内企業説明会やインターンシップを開催するとともに、求人情報の提供や地元企業への理解促進を目的とした講義等を行った結果、13人が県内企業に就職した。(連番104)

### 3 安全管理に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

#### ○特筆すべき点

- ・情報センターのサーバー室と執務室を分離し、カードキーによる入退室の記録を管理するとともに、監視カメラの設置により入室者の確認を可能にするなど、情報セキュリティ対策の強化を図った。(連番109)



#### 4 人権擁護・法令遵守に関する目標

評価	A (年度計画どおり実施していると認められる。)
----	--------------------------

##### ○特筆すべき点

- ・ハラスメント事案の相談体制等の充実を図るため、弁護士を講師に迎え、相談員・調査員等を対象に研修を開催した。また、ハラスメント防止に関する理解を深めるため、学内教員を講師に全学生（1年生受講必須）および全教職員を対象に研修を実施した。  
(連番111)